

株主各位

証券コード 1433

2026年4月6日

(電子提供措置の開始日 2026年4月1日)

東京都江東区平野三丁目2番6号

ベストラ株式会社

代表取締役社長 **本田 豊**

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第53期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

[当社ウェブサイト] <https://www.besterra.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

[東証上場会社情報サービス] <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面(郵送)またはインターネット等により議決権を行使することができません。その方法につきましては、2ページおよび3ページに記載の「議決権行使等についてのご案内」をご参照のうえ、2026年4月22日(水曜日)午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2026年4月23日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)
2 場 所	東京都江東区亀戸二丁目19番1号 亀戸文化センター カメリアホール (末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3 目的事項	報告事項 1. 第53期(2025年2月1日から2026年1月31日まで)事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第53期(2025年2月1日から2026年1月31日まで)計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 資本準備金の額の減少の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件

以上

● 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

書面又はインターネットで議決権を行使される場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送ください。議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご返送くださいますようお願い申し上げます。

行使期限

2026年4月22日(水曜日)
午後6時到着分まで

インターネットによる議決権行使



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2026年4月22日(水曜日)
午後6時入力分まで

ご出席いただける場合

当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくと共に、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

開催日時

2026年4月23日(木曜日)
午前10時
(受付開始: 午前9時30分)

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

- (2) 議決権行使書面において、各議案に賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱うこととさせていただきます。
- (3) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (4) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。又、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から**当社の指定する議決権行使サイトにアクセス**いただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

議決権行使期限

2026年4月22日（水曜日）午後6時まで

※毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止いたします。

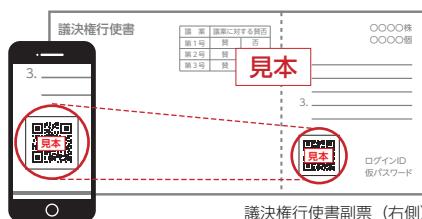
QRコードを読み取る方法

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が**不要**です。



議決権行使書副票（右側）

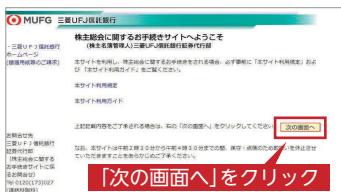
- 1 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。
- 2 ログイン後は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



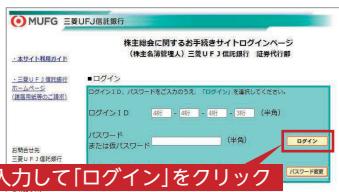
パソコンの場合

1 議決権行使サイトへアクセス



「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



入力して「ログイン」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
※インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合がございます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

<当日ご出席される株主様へ>

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

<お知らせ>

株主総会に出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染症予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。株主総会会場において、スタッフはマスク着用など、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株主総会終了後に引き続き、事業説明会を予定しております。

なお、お土産のご提供はございません。あらかじめご了承ください。

【第53期期末配当金のお支払いについて】

当社は、定款の規定により、2026年3月12日開催の取締役会で、期末配当金を1株につき25円（普通配当15円および記念配当10円）とし、効力発生日（支払開始日）を2026年4月7日とすることを決議しました。

2025年10月に1株につき15円の間配当金をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき40円となります。

第53期期末配当金関係書類は、この招集ご通知に同封しております。

■ 2026年1月31日現在500株以上を所有されている方にポイント贈呈させていただいております。Webサイト「ベステラ・プレミアム優待倶楽部」にてポイントを商品に交換いただけます。

■ 「決議通知」は郵送せず、弊社ホームページに掲載する方法とさせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

1. 資本準備金の額の減少の理由

今後の資本政策の柔軟性、機動性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1)減少する資本準備金の額

資本準備金2,350,366,893円のうち1,282,769,000円を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えます。

(2)資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年5月15日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く、以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	候補者属性	当社における現在の 地位および担当	在任年数 (本総会 終結時)	取締役会への 出席状況
1	ほん だ 本 田	再任 豊	代表取締役社長	11年9ヶ月	17回/17回 (100%)
2	ちょう 長	再任 泰 治	専務取締役	3年0ヶ月	17回/17回 (100%)
3	わか まつ とし き 若 松 俊 樹	再任 社外 独立役員	社外取締役	5年0ヶ月	17回/17回 (100%)

候補者 番号	1	ほんだ ゆたか 本 田 豊 (生年月日 1972年5月9日)	取締役在任年数 (本総会終結時) 11年9ヶ月	取締役会への出席状況 (2026年1月期) 17回/17回(100%)	所有する 当社の株式数 32,592株
-----------	---	---	-------------------------------	---	---------------------------



再任

〈略歴ならびに当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況〉

1996年	4月	東京急行電鉄株式会社 (現 東急株式会社)	入社
2007年	11月	ビズネット株式会社	入社 企画部グループ長補佐
2008年	12月	エン・ジャパン株式会社	入社 管理本部経理グループマネージャー
2009年	9月	当社	入社
2014年	4月	当社	企画部長
2014年	7月	当社	取締役企画部長
2023年	2月	当社	代表取締役社長 (現任)

〈取締役候補者とした理由〉

本田豊氏は企画部長を経て取締役企画部長を務め、経営管理部門および財務部門において、当社の事業活動に関し、豊富な経験と見識を有しております。また、2023年2月より代表取締役を務めていることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者 番号	2	ちよう やすはる 長 泰治 (生年月日 1977年12月21日)	取締役在任年数 (本総会終結時) 3年0ヶ月	取締役会への出席状況 (2026年1月期) 17回/17回(100%)	所有する 当社の株式数 169,451株
-----------	---	---	------------------------------	---	----------------------------



再任

〈略歴ならびに当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況〉

1997年	12月	当社	入社
2008年	5月	当社	事業本部技術営業部課長 兼 西日本事務所所長
2014年	10月	当社	事業本部技術営業部次長
2016年	10月	当社	事業本部工事部長
2019年	4月	当社	取締役事業本部工事部長
2020年	5月	当社	取締役事業本部長
2022年	5月	当社	執行役員事業本部長
2023年	2月	当社	専務執行役員事業本部長 兼 脱炭素事業推進部長
2023年	4月	当社	専務取締役事業本部長 兼 脱炭素事業推進部長
2024年	11月	当社	専務取締役 兼 脱炭素事業推進部長
2026年	1月	当社	専務取締役 (現任)

〈取締役候補者とした理由〉

長泰治氏は事業本部工事部長を経て事業本部長を務めており、工事部門において当社の事業活動および当社の事業領域の技術に関し豊富な経験と見識を有しており、2023年4月から専務取締役を務めていることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

3

わかまつ としき
若松 俊樹
(生年月日 1977年9月19日)

取締役在任年数
(本総会終結時)
5年0ヶ月

取締役会への出席状況
(2026年1月期)
17回/17回(100%)

所有する
当社の株式数
0株



再任
社外
独立役員

〈略歴ならびに当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況〉

2005年	10月	第二東京弁護士会登録
2005年	10月	佐藤総合法律事務所 入所
2011年	6月	株式会社イワキ 監査役
2016年	6月	株式会社OrchestraHoldings 社外取締役(現任)
2019年	3月	ニューラルポケット株式会社(現 ニューラルグループ株式会社) 社外監査役
2019年	10月	Saltus法律事務所 開業(現任)
2021年	4月	当社 社外取締役(現任)
2024年	3月	ニューラルグループ株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)

〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〉

若松俊樹氏は㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。同氏は社外取締役および監査役として以外に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての高い専門性を備え、他の事業会社の社外取締役および監査役を歴任された経験をお持ちです。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、客観的かつ法的見地からの監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 若松俊樹氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、若松俊樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、若松俊樹氏が再任された場合、当社は当該契約を継続いたします。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(以下、「D&O保険」という。)を保険会社との間で締結しており、これにより、各取締役候補者が選任された場合、業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を補填することとしております。なおD&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。
5. 当社は、若松俊樹氏が取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 上記各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2026年1月31日現在のものであります。

以上

ご参考：本定時株主総会後の取締役・監査等委員（予定）のスキル

●担当/属性 ◎主スキル ○副スキル

当社における地位	氏名	業務執行	監督機能	属性	企業経営 事業戦略	事業推進 営業・工事	技術開発 IT・DX	組織・人材	財務・会計 税務	法務・リスク ガバナンス	SDGs・ ESG・環境
代表取締役社長	本田 豊	●			◎			◎	○	○	
専務取締役	長 泰治	●			○	◎	◎				○
社外取締役	若松 俊樹		●	独立						◎	○
社外取締役 常勤監査等委員	込山 雅弘		●	独立	◎			◎	○	○	
社外取締役 監査等委員	村松 高男		●	独立					◎	○	○
社外取締役 監査等委員	樋川 加奈		●	独立				○	◎		○

各項目の選定理由

スキル項目	選定理由
業務執行	会社のビジョンや目標を実現するために業務を執行する責任を持つ取締役には、その目標を明確にし、効果的な計画や戦略を策定し実行する能力が求められる。また、各社員にビジョンや目標を共有し、適切なコミュニケーションを通じてモチベーションを向上させることで、組織全体のパフォーマンス向上を実現するリーダーシップが必要である。
監督機能	取締役は、会社の活動が法に適合していることを監督する責任を有しているため、法的リスクやコンプライアンスを管理し、会社の評判や信頼性を見極め、法的なトラブルを回避する能力が必要である。
企業経営 事業戦略	企業の成長促進と競争力維持・向上のために適切な事業戦略を立て、同時にリスク管理に対応する能力が必要である。限られた資源を最適に活用した経営を行うこと、ステークホルダーとの関係管理を行う能力が必要である。
事業推進 営業・工事	営業力の向上により新たな顧客を獲得し、既存顧客との関係を強化すること、顧客の要求に応えることができる工事の計画、効率的な実施、品質を管理し、顧客満足の向上に寄与する能力が必要である。
技術開発 IT・DX	デジタル技術の活用が不可欠である現在のビジネス環境においては、デジタル戦略の立案が必要となる。DXを推進し、新たなビジネスモデルの開発等に繋げるべくデジタル戦略の立案・実行・管理を実施する能力が必要である。
組織・人材	企業の最も重要な資源である人材の育成や評価、キャリア開発を適切に実施し、各人材の能力を向上させ組織の発展に寄与する能力が必要である。また、社員のパフォーマンス向上のため、良好な組織文化を醸成し、働きやすい環境を作り上げる能力が必要である。
財務・会計 税務	経営判断の基となる財務情報の適正性を確保し、税務のコンプライアンスを遵守するようリスク管理に対応する能力が必要である。適切な財務報告や透明性のある会計処理を確保し、ステークホルダーの信頼に寄与することが必要となる。
法務・リスク ガバナンス	法的規制や法令遵守の監視、法務リスクの評価、法的問題の解決策の策定等を行い、企業の法的リスクを最小化する能力が必要である。また、企業の透明性や健全性の維持等に努め、コーポレートガバナンスの強化に寄与する能力が必要である。
SDGs・ESG ・環境	SDGsやESG、環境に関する取組みは、企業が社会的責任を果たすために重要な事項であり、経営者にはこれらの視点から戦略や方針を策定する能力が必要である。さらに、これらに対する取組みは新たなビジネスモデルや製品、サービスに繋がる可能性もあることから、市場のニーズやトレンドに対応し、市場での競争力を高める能力が必要である。

事業報告 (2025年2月1日から2026年1月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の下支えもあり、緩やかな回復傾向にあります。一方で米国の政策動向、中国経済の見通し、エネルギー情勢の不安定さによる景気の下振れリスク、物価高や国内各地の災害発生による個人消費への影響や、世界各地の紛争による金融資本市場の変動等に引き続き注意する必要があります。そうした国内外の諸問題に伴う資源・材料の価格高騰など、依然として先行き不透明な経済状況が続くものと想定しております。

そのような状況の中、当社グループの属する解体・メンテナンス業界では、各種産業における構造見直しによる余剰設備の解体需要が減退することなく推移しております。また、2025年に示された「GX2040ビジョン」においては2040年度の電源構成（エネルギーミックス）の目安として、「非化石電源（再エネ+原子力）を約60～70%」とする方向性が示されました。これは「電力需要増を前提に、脱炭素と経済成長の両立を図る国家戦略」と言えるもので、エネルギー業界に大きな投資を呼び込むことにつながり、エネルギー・電力設備の刷新が促進されることによる解体案件のさらなる増加が予想されます。一方で、労務費の上昇や燃料・資材価格の高騰などの流れは止まらず、慢性的な人材不足の状況も変わっておりません。当社グループでは、環境問題に対する社会的な関心が高まる中、リサイクル事業者等の静脈産業との連携による解体によって生じる特殊材料の再資源化や、環境負荷を抑えた独自の工法による施工など、環境保護の立場に立った事業を展開しております。

このような状況のもと、当連結会計年度の経営成績につきましては、下半期において大型工事が順調に進捗したことにより、上半期における一時的な業績の伸び悩みを補い、売上高は11,140,386千円(前年同期比2.2%増)となりました。利益面におきましては、営業基盤強化やマーケティング施策の推進に伴う費用の増加、ならびに積極的な採用による人件費の増加があったものの、積算体制の整備により粗利率の高い工事の選択受注を推進したことに加え、工法や工程管理の工夫による収益性の改善に努めた結果、利益率が向上し、営業利益は741,091千円(前年同期比98.3%増)、経常利益は763,546千円(前年同期比29.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は732,617千円(前年同期比78.8%増)となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

[解体・メンテナンス事業]

解体・メンテナンス事業は、前連結会計年度に受注した大型工事を含む潤沢な受注残と良好な受注環境および好調な人員採用による組織体制強化によりプラント解体工事の施工が好調に推移した結果、完成工事高は10,818,242千円(前年同期比2.1%増)となりました。

[その他]

その他は、主に人材サービス事業で構成されております。人材サービス事業については、営業先の拡大および派遣人員の順調な増加により、兼業事業売上高は322,143千円(前年同期比6.5%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は8,772千円であります。
その主なものは、木場本社設備増設5,342千円、業務ソフトウェア3,429千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、第10回新株予約権の全部行使により519,355千円が調達されました。

(2) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

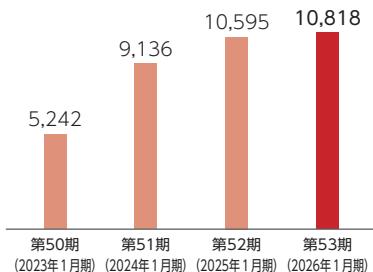
会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社矢澤	1,000,000円	100.00%	アスベスト対策工事
オダコーポレーション株式会社	50,000,000円	100.00%	建設事業 プラントメンテナンス
株式会社TOKEN	50,000,000円	オダコーポレーション 100.00%	マンション等 大規模修繕工事業

※株式会社ヒロ・エンジニアリングおよび3Dビジュアル株式会社につきましては、2025年12月26日付にて大浦工測株式会社に全株式を譲渡いたしました。

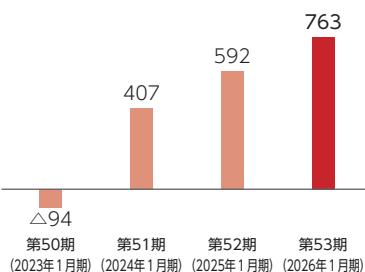
(3) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

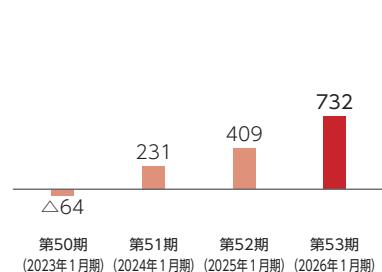
完成工事高 (単位：百万円)



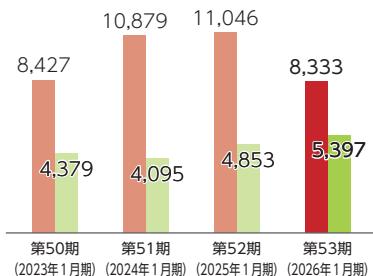
経常利益又は経常損失 (単位：百万円)



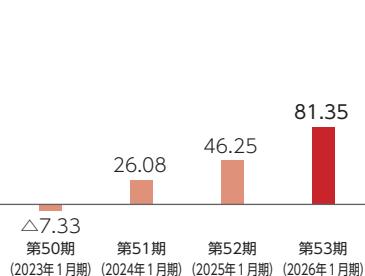
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (単位：百万円)



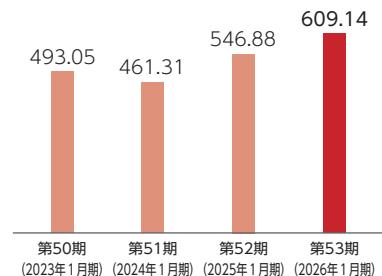
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益又は当期純損失 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第50期 (2023年1月期)	第51期 (2024年1月期)	第52期 (2025年1月期)	第53期 (当連結会計年度) (2026年1月期)
受注工事高	(千円)	7,000,395	12,871,719	10,705,327	12,132,981
次期繰越工事高	(千円)	3,352,081	7,087,069	7,197,382	8,512,120
完成工事高	(千円)	5,242,436	9,136,731	10,595,014	10,818,242
兼業事業売上高	(千円)	216,292	258,096	302,459	322,143
経常利益又は経常損失	(千円)	△94,823	407,626	592,069	763,546
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失	(千円)	△64,357	231,122	409,806	732,617
1株当たり当期純利益又は当期純損失	(円)	△7.33	26.08	46.25	81.35
総資産	(千円)	8,427,659	10,879,242	11,046,511	8,333,903
純資産	(千円)	4,379,118	4,095,265	4,853,556	5,397,535
1株当たり純資産額	(円)	493.05	461.31	546.88	609.14

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

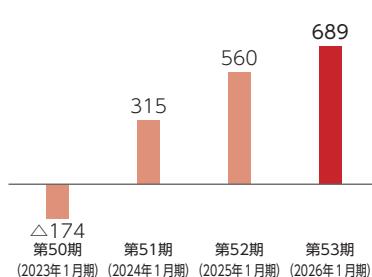
完成工事高

(単位：百万円)



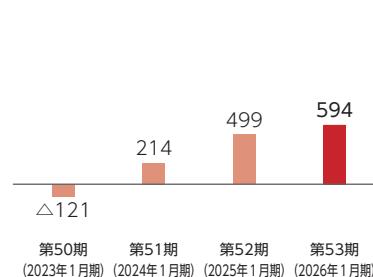
経常利益又は経常損失

(単位：百万円)



当期純利益又は当期純損失

(単位：百万円)



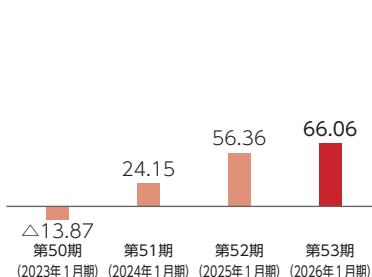
総資産/純資産

(単位：百万円)



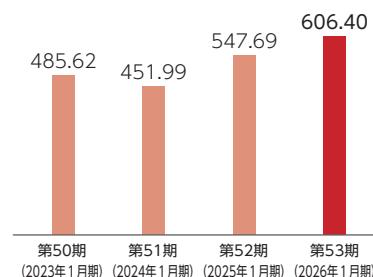
1株当たり当期純利益又は当期純損失

(単位：円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



		第50期 (2023年1月期)	第51期 (2024年1月期)	第52期 (2025年1月期)	第53期 (当事業年度) (2026年1月期)
完成工事高	(千円)	4,425,774	7,559,563	9,038,272	8,484,426
兼業事業売上高	(千円)	25,097	8,142	31,513	20,300
経常利益又は経常損失	(千円)	△174,372	315,193	560,250	689,572
当期純利益又は当期純損失	(千円)	△121,815	214,024	499,385	594,972
1株当たり当期純利益又は当期純損失	(円)	△13.87	24.15	56.36	66.06
総資産	(千円)	8,126,260	9,998,633	10,503,144	7,913,117
純資産	(千円)	4,310,728	4,012,728	4,860,685	5,373,275
1株当たり純資産額	(円)	485.62	451.99	547.69	606.40

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(4) 対処すべき課題

① 会社経営の基本方針

当社は「柔軟な発想と創造性、それを活かした技術力により地球環境に貢献します」との企業理念を掲げております。プラント解体業界におけるリーディングカンパニーとして、顧客のニーズを的確かつ先見的に把握し、革新的な提案を行っていくことで環境関連企業として社会に貢献していくことを経営の基本方針としております。

② 目標とする経営指標

当社は企業価値の向上を目指すにあたり、売上高、営業利益、ROE(株主資本当期純利益率)を重要な経営指標としております。

2031年1月期を最終年度とする「中期経営計画2030」を策定し、売上高300億円、営業利益33億円(営業利益率11%)、ROE 20%以上の達成に向け全力を傾注してまいります。

③ 中長期的な会社の経営戦略

当社は斬新な解体工法や特許工法などを数多く開発し「壊すことを考える会社」として、唯一無二のポジションを形成してまいりました。「インフラ老朽化」「カーボンニュートラル」「人口減による建設業人材の減少」などの社会課題に対して、解体業界を牽引し、その地位向上を図る存在となることを中長期的な会社のビジョンとし、本期間を“解体業界のリーディングカンパニーとなるために、まずはその基盤を確立する期間”と位置づけ、2027年1月期から2031年1月期を期間とする「中期経営計画2030」を策定いたしました。

④ 中期経営計画2030

「量的拡大と質的充実を同時に追求し、解体業界のリーディングカンパニーの基盤を確立します」を基本方針としております。

1. 圧倒的な技術力・魅力のある人材・環境負荷・安全性などのあらゆる面において解体業界の指針となる企業として質を追求
2. 業界No.1の売上・市場シェアを確保し、フラッグシップカンパニーの地位確立を目指し量を追求
3. 質・量ともに解体業界のリーディングカンパニーとしての総合力を備え、解体業界を牽引し、海外進出への礎を築く

上記を実現するために、下記の3つの重点戦略を実施してまいります。

重点戦略Ⅰ 脱炭素解体[®]の工法開発とAI活用による競争力の強化

■創造性とAIを融合させた新工法開発と特許出願により、業界をリードする技術ブランドを確立します。

- ・AIによる知見の形式知化と新工法開発
プラント解体のノウハウをAIで形式知化し、独自の解体工法開発と知的財産化（特許出願）を推進することで、技術ブランドを確立します。
- ・安全性と施工管理の高度化
AIによるリスク予測や施工管理のデジタル化を推進し、事業規模の拡大に耐える高度な安全・品質管理体制を構築します。
- ・環境価値の提供と可視化
解体時のGHG（温室効果ガス）排出量の可視化とAI解析による再資源化率の最大化を実現し、顧客への付加価値提供と収益力強化を図ります。
- ・循環型社会への貢献
静脈産業（リサイクル産業）との連携を深め、「脱炭素解体[®]」を核とした新たなビジネスモデルの構築を目指します。

重点戦略Ⅱ プラント集積地域への拠点拡大による成長加速

■プラント集積地域への拠点拡大により、受注力とストック収益を最大化し、持続的な成長基盤を構築します。

- ・国内拠点の拡充と全国展開の加速
プラント集積地域へ新たな営業・工事拠点を順次開設し、全国的な受注体制を構築することで売上規模を最大化します。
- ・組織マネジメントと企業文化の醸成
拠点への権限委譲と本社サポート機能を最適化するとともに、人員増加に対応したマネジメント強化と当社独自の企業カルチャーの浸透を推進します。
- ・サプライチェーンの強化
協力会社の全国ネットワークを拡充し、購買・外注戦略を進化させることで、コスト競争力と安定的な施工体制を確保します。

重点戦略Ⅲ 海外市場探索と将来展開への基盤整備

■有望市場での調査と協業探索を進め、将来の成長ドライバーとなる海外展開の基盤を築きます。

- ・ターゲット市場の調査と事業化の検討
シンガポールや韓国等の有望市場において、市場特性や法規制の調査（フィージビリティスタディ）を実施し、海外進出に向けた知見を蓄積します。
- ・海外パートナーシップの構築
現地パートナー候補やエンジニアリング企業との関係構築を進め、協業の可能性を模索するとともに、現地法人設立の準備を進めます。
- ・日系企業との連携強化
海外にプラントを保有する既存顧客（日系企業）のニーズを把握し、既存の信頼関係を軸とした海外案件の受注ルート開拓を目指します。

(5) 主要な事業内容 (2026年1月31日現在)

事業区分	事業内容
解体工事業	鉄鋼・電力・ガス・石油等のあらゆるプラントの解体、および、その他解体工事
メンテナンス工事業	プラントメンテナンス、および、マンション等の大規模修繕工事
3D計測サービス	3Dスキャナによる立体計測、点群データモデリングサービス
人材サービス	人材派遣、人材紹介

(6) 主要な事業所および工場 (2026年1月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都江東区
千葉事務所	千葉県市原市
京浜事務所	神奈川県川崎市
西日本事務所	広島県福山市
九州事務所	福岡県北九州市

(7) 使用人の状況 (2026年1月31日現在)

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
解体・メンテナンス事業	167 (15) 名	16 名減 (1名増)
その他	— (—)	25 名減 (14名減)
本社 (共通)	18 (3)	2 名減 (1名増)
計	185 (18)	43 名減 (12名減)

(注) 使用人数は従業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	400,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2025年12月26日付で株式会社ヒロ・エンジニアリングおよび3Dビジュアル株式会社の全株式を大浦工測株式会社に譲渡いたしました。

2 株式の状況 (2026年1月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	21,600,000株
(2) 発行済株式の総数	9,297,200株
(3) 株主数	9,708名
(4) 大株主	

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
吉野佳秀	922,670	10.41
吉野炳樹	874,065	9.86
長泰治	169,451	1.91
五代俊昭	160,187	1.80
木村勇	155,000	1.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	115,400	1.30
塚本かや	108,000	1.21
森分志賀子	90,000	1.01
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT	85,959	0.97
第一カッター興業株式会社	83,500	0.94

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式436,290株を保有しております。

(5) 当期中に職務執行の対価として、会社役員に交付された当社株式の状況

当社は、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対して、譲渡制限付株式を付与することとしております。当期中に譲渡制限付株式報酬制度により交付した株式報酬の内容は次の通りです。

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	10,579	3
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	—	—
取締役 (監査等委員)	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

2025年4月15日に株式交付によりTERRA・ESHINO株式会社を100%子会社化いたしました。この際1,237,000株が発行されました。その後TERRA・ESHINO株式会社を吸収合併いたしました。

上記の吸収合併によりTERRA・ESHINO株式会社が保有していた1,440,000株が自己株式となり、この全数を2025年7月15日付で消却いたしました。

当事業年度における新株予約権行使による新株発行数は510,000株であり、第10回新株予約権は全数行使となりました。

2026年1月15日付で320,000株の自己株式を取得いたしました。

3 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

当事業年度中に、2021年2月に発行した「第10回新株予約権」の全てが行使されたため、当事業年度末現在において残存する新株予約権はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況

(2026年1月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	本田 豊	
専務取締役	長 泰治	
取締役	若松 俊樹	Saltus法律事務所 所長 株式会社OrchestraHoldings 社外取締役 ニューラルグループ株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (常勤監査等委員)	込山 雅弘	
取締役 (監査等委員)	村松 高男	村松高男税理士事務所 所長 セレンディップ・コンサルティング株式会社 社外監査役 グロープライド株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	樋川 加奈	樋川公認会計士事務所 所長 独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク 支援機構 監事 (非常勤) わかもと製薬株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役若松俊樹氏、込山雅弘氏、村松高男氏および樋川加奈氏は、社外取締役であります。
2. 当社は常勤の監査等委員に込山雅弘氏を選定しております。
常勤の監査等委員は、重要な会議への出席、執行部門からの定期的な業務報告聴取を通じて、日常的に情報収集を行い、それらの情報を監査等委員全員と共有することで監査の実効性を確保しております。
3. 監査等委員村松高男氏および樋川加奈氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査等委員村松高男氏は、税理士の資格を有しており、長年の経験があります。
・監査等委員樋川加奈氏は、公認会計士の資格を有しており、長年の経験があります。
4. 当社は、取締役若松俊樹氏、込山雅弘氏、村松高男氏および樋川加奈氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 代表取締役会長であった吉野佳秀氏は次ページに記載の通り2026年1月14日付にて取締役を辞任および代表取締役を退任されました。「担当および重要な兼職の状況」に記載するべき内容はありません。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

① 就任

該当事項はありません。

② 退任

2026年1月14日付にて代表取締役会長 吉野佳秀氏は取締役を辞任および代表取締役を退任されました。

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

日付	会社における地位	氏名	新担当	旧担当
2026年1月1日	専務取締役	長 泰治	—	脱炭素事業推進部長

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を2025年4月24日に取締役会決議により定めており、その概要は下記1.~4.のとおりです。

1. 個人別の報酬等のうち、

ア 業績連動報酬について指標・内容・額または算定方法

→業績連動報酬なし

イ 非金銭報酬の内容・額（数）または算定方法

→年額300万円の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割り当てを受ける

割り当てる譲渡制限付株式数は年間32,000株を上限とする

割り当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定する

ウ 確定額報酬の額または算定方法

→役員報酬確定総額については、当該期の業績や事業展開を勘案して算定し、毎年4月開催の取締役会にて役員報酬確定総額を決定する

2. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

→1.ウおよび3.イにより個人別年額を決定し毎月現金で支払う

→1.イにより毎年譲渡制限付株式を割り当てる

3. 報酬等の内容の決定を取締役その他の第三者に委任する場合の決定方法

→総額の中での個人別金額の決定は役位・貢献度・在任期間・業績等を勘案したうえで代表取締役社長に委任する

4. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

→特になし

② 取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2023年4月27日開催の第50期定時株主総会にて年額200百万円以内と決議されております（うち社外取締役分は年額50百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬の額は、2025年4月24日開催の第52期定時株主総会にて年額30百万円の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割り当てを受ける。ただし割り当てる譲渡制限付株式数は年間32,000株を上限とすると決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は3名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2023年4月27日開催の第50期定時株主総会にて年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役3名）です。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長本田豊が取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

当社取締役会が、代表取締役社長に対して当該権限の委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役が担当する業務や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると考えたためです。

④ 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の決定方針および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		
			確定額報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	5 (2)	90,106 (4,800)	80,805 (4,800)	— (—)	9,301 (—)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4 (4)	15,900 (15,900)	15,900 (15,900)	— (—)	— (—)
合計 (うち社外取締役)	9 (6)	106,006 (20,700)	96,705 (20,700)	— (—)	9,301 (—)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、当事業年度の役員賞与が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与 (賞与を含む) は含まれておりません。
3. 非金銭報酬として取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) に対して、譲渡制限付株式を交付しております。なお、非金銭報酬欄には、当事業年度における費用計上額を記載しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約 (以下、「D&O保険」という。) を保険会社との間で締結しており、これにより、当社取締役、業務執行役員、子会社役員および管理職従業員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害 (ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。) 等を補填することとしております。なおD&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- 取締役若松俊樹氏は、Saltus法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また同氏は株式会社OrchestraHoldings社外取締役、ニューラルグループ株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役（監査等委員）村松高男氏は、村松高男税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また、同氏はセレンディップ・コンサルティング株式会社社外監査役、グローバルイド株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役（監査等委員）樋川加奈氏は、樋川公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また、同氏は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構監事（非常勤）、わかもと製菓株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況等
取締役 若松俊樹	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、弁護士として法的見地から、また、他の事業会社の社外取締役・監査役としての経験に基づき、独立した観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (常勤監査等委員) 込山雅弘	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。事業会社での長年の経験に基づき、独立した観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また常勤監査等委員としての職務を適切に遂行しており、監査の実効性の確保、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に貢献しております。 また、2024年9月から任意の指名・報酬委員会の議長を務めております。
取締役 (監査等委員) 村松高男	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について、適宜必要な発言を行っております。 また、2024年9月から任意の指名・報酬委員会の委員を務めております。
取締役 (監査等委員) 樋川加奈	2025年4月24日に取締役就任後に開催された取締役会13回の全てに出席し、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について、適宜必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項および第3項に定める同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

当社は、2023年4月27日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性、効率性の向上などコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が存続していくためには、コンプライアンスの周知徹底が不可欠であると深く認識しており、全ての役職員が公正かつ高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めます。

- ①取締役会は、法令および定款で定められた事項および経営に関する重要事項につき、十分に審議した上で意思決定を行うとともに、職務執行する取締役に対し、その執行状況等に係る報告を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督します。
- ②監査等委員は、取締役会の他重要な意思決定の過程および職務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役および使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、監査等委員会は必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講じます。
- ③常務会は、定期的開催し、取締役および幹部社員による重要な意思決定と業務執行の経過に対して多面的な検討を行うとともに、相互監視を行います。
- ④内部監査部門として社長室を設定し、定期監査とともに必要に応じて任意監査を実施して、日常の職務執行状況を把握し、その改善を図ります。
- ⑤コンプライアンス体制の維持のため、弁護士および監査法人等の外部専門家と密に連携を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、管理基準および管理体制を整備し、法令および「文書管理規程」に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査等委員等が閲覧、謄写可能な状態にて管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を最も重要な経営課題の1つと位置づけ、当社固有のリスクを充分認識したうえで、危険の大小や発生可能性に応じて、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行っております。

- ①全社的なリスクの監視および全社的な対応は管理部が行います。
- ②各部門の担当業務におけるリスクは、当該部長が責任者となり、管理部と共同でマニュアル等の整備および

徹底、ならびに必要な教育を行います。

- ③取締役ならびに各部門長は、個々の職務における重大なリスクの把握に努め、発見したときは取締役会で多面的な審議を行ったうえ、適切な対策を決定し、実施します。
- ④内部監査担当部署は、リスク管理の状況についても監査を実施します。
- ⑤新たにリスク管理面で問題が発生もしくは発生が予測される場合には、取締役会に報告し、その対策を協議して是正処置を取ります。
- ⑥不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮の下、弁護士等を含む外部専門家を利用し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、規程の整備により、取締役の権限・責任の範囲と担当業務を明確かつ適切に定めることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保しております。

- ①取締役会は、中期事業計画および各年度の予算案を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案・実行します。
- ②「組織規程」「業務分掌規程」および「決裁権限規程」により、取締役の委嘱事項を定め、委嘱した範囲において職務執行を決定し実行できる権限を委譲します。取締役は、職務執行の進捗状況等を取締役会および常務会で報告します。
- ③取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて組織、職制、業務分掌、決裁権限等に関する社内規程等の見直しを行い、必要な改善を行います。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程を制定しており、親会社の承認事項、親会社への報告事項を定めております。規程に従って、親会社の取締役会の承認を得る、または親会社の取締役会に報告することによって、企業集団全体で内部統制の徹底を図ります。

(6) 監査等委員会の職務の執行のため必要な体制

① 監査等委員会の職務を補助する体制

・当社は、監査等委員会と内部監査部門である社長室は、常に連携できる体制にあるため、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いていませんが、監査等委員会からその使用人の設置を求められた場合は、監査等委員会と協議のうえ、必要に応じて設置します。

・当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置した場合には、その指揮・命令等は監査等委員会の下にあり、その人事上の取扱いは監査等委員会と協議して行います。

② 監査等委員会への報告に関する体制

・当社は、監査等委員が常務会その他主要な会議等に参加し、重要な決定や報告を把握できる体制を整備します。

・当社及びグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、従業員は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監査等委員会に報告します。

・当社及びグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、従業員は、監査等委員会から職務の執行に必要な事項に関して報告を求められた場合は、速やかに応じます。

・取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会に上記の報告を行った者が、それにより不利な取扱いを受けないように適切に対応します。

(7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査等委員会監査基準」において、内部監査部門である社長室と監査等委員会が緊密な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査が実効的に行われることを確保しています。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員は、積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図っております。

さらに、監査等委員会に対して、監査にかかる諸費用について、監査の実効性が担保出来る予算を確保します。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

①反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、組織として、毅然とした姿勢で対応します。

②反社会的勢力による不当要求に備えて、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より警察・暴力追放運動推進センター・顧問弁護士等の外部専門機関との連携強化を図ります。

③反社会的勢力排除に向けた社会的責任および企業防衛の重要性を充分認識し、反社会的勢力との関係を遮断した事業運営を行います。

④反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で拒絶します。

⑤いかなる理由があっても、事実を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。

⑥反社会的勢力に対する資金提供は絶対に行いません。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記内部統制システムの構築を行っており、その体制を整備し運用を行っております。

当年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

取締役会を17回開催し、法令および定款に定める事項、重要な業務執行に関する事項等の意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受けました。業務執行状況において継続的に経営上のリスクを抽出したうえで対応策の検討を行っております。それらを踏まえ、必要に応じて業務または規程の見直しを行い、内部統制システムの実効性向上を図っております。

監査等委員会を13回開催し、業務処理の適切性、法令遵守の状況については、監査等委員会と社長室が連携し、計画的に実施する内部監査活動により検証しております。

社長室の行う計画的内部監査は、当社全拠点を対象に実施されており、監査結果については内部監査報告書として代表取締役に対し報告を行っております。

また、監査等委員は、監査等委員会で定めた監査の方針等に基づき、取締役会に出席し、取締役や従業員から職務執行の状況の聴取、決裁書類等の閲覧等の方法により取締役の業務執行の監査を行っております。その検証結果は監査等委員会において情報共有し、必要に応じて取締役会に報告しております。

7 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はございません。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の1つと位置づけております。

当社は、将来に向けての事業展開に伴う設備等の成長投資を推進し、事業基盤を強化するとともに、企業価値向上のための必要な内部留保を確保しつつ、財政状態、経営成績、その他の経営全般を総合的に判断したうえ、毎事業年度において継続的に配当をしていくことを基本方針としております。

この方針と業績とを総合的に勘案し、当期の期末配当については「普通配当1株当たり15円および記念配当1株当たり10円」とさせていただきます。その結果、当期の年間配当金につきましては、中間配当1株当たり15円と合わせて1株当たり40円となります。

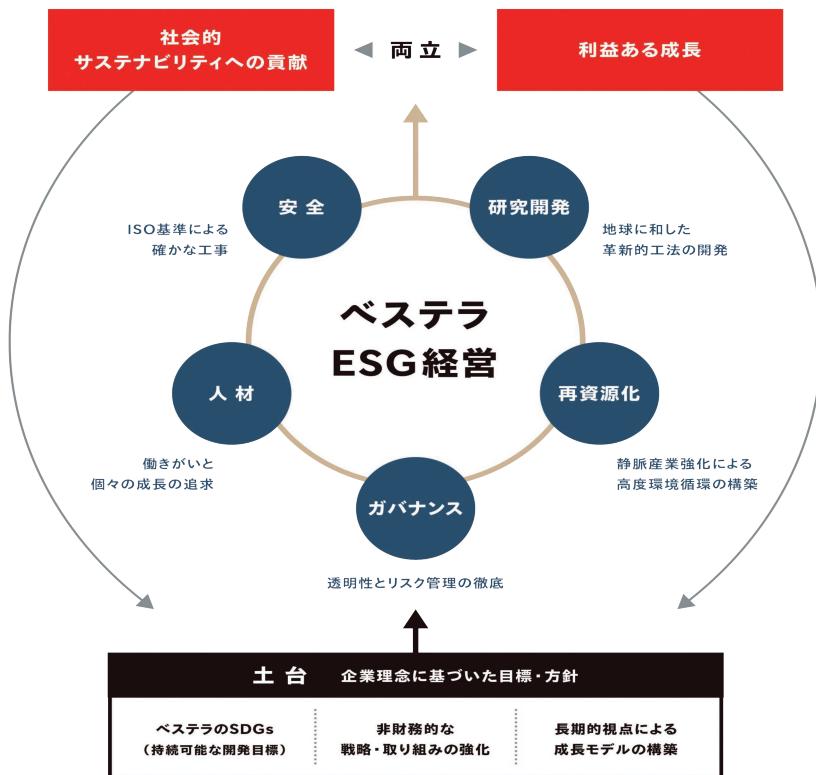
9 サステナビリティ

【 BEST + TERRA 】 最高の地球

当社は地球にベストな答えを導き出すという想いが社名の由来となっております。

そのため持続可能な社会の実現という目標が目指されるようになる以前より、当社では環境に対する取組みに力を入れてきました。その中で培ってきた「考える力」と「独創の技術」を活かし、SDGsの達成に貢献するべく、様々な課題に対する具体的答えを出していきたいと考えています。

当社は壊すことが仕事です。壊すことは新しい何かを生み出すことでもあります。ただ壊すのではなく、人と地球にやさしいサステナブルな解体を提供することを志しております。



SDGsへの取り組み

テーマ	具体的戦略	関連項目
技術革新への取り組み	<p>革新的な解体技術の提供により地球環境に貢献します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した社会インフラに対して革新的な解体技術を提供 ・低炭素社会に向けて、安心・安全な解体技術を提供し、地球環境に貢献 ・3D技術の活用により、解体のプロとして高い解体技術を提供 	  
ダイバーシティへの取り組み	<p>働きがいのある職場環境を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員一人ひとりが未来にやりがいと誇りが持てる会社を目指す ・多様性を尊重し、公平な環境の充実を図る ・能力を最大限発揮できる平等な教育環境の整備を進める 	   
環境資源保護への取り組み	<p>高度循環型社会を実現し、持続可能な社会の構築に貢献します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物、汚染物質の適切な廃棄、無害化技術を提供 ・高付加価値の循環ビジネスを構築し、高いレベルの生産性向上を目指す ・地域社会との共存による、未来の地球環境の発展に寄与する 	  
パートナーシップ構築への取り組み	<p>持続可能な社会の構築に向けた、パートナーシップを構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる垣根を越えた高い目標の未来型パートナーシップ構築を目指す ・公平、公正な企業間パートナーシップの推進を目指す ・高度循環型社会に新たな技術、知識、知見を提供し目標達成を目指す 	 

脱炭素解体[®]

脱炭素が「壊し」を変えた。

「リンゴ皮むき工法[®]」に代表される当社の工法は、どれも省エネ工法。

それは、排出する二酸化炭素「CO2」が少なく済むということ。

「つくる」会社が脱炭素を目指すように、「壊す」会社も当然、脱炭素を目指すべきだという考えから、つねに環境負荷を低減させる工法を模索しています。

たとえば、「大きなクレーンより小さなクレーン」を使用する。

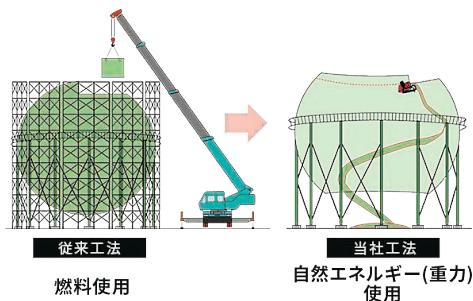
たとえば、「火力などの高温度を使用する工法より、電力を使用する低温度の工法」を採用する。

ベステラは排出するCO2に着目し、省エネ工法による「脱炭素解体[®]」を実践しています。

リンゴ皮むき工法

ガスホルダーや石油タンク等の球形貯槽の解体において、リンゴの皮をむいていくように、外郭天井部の中心から渦巻状に切断する工法

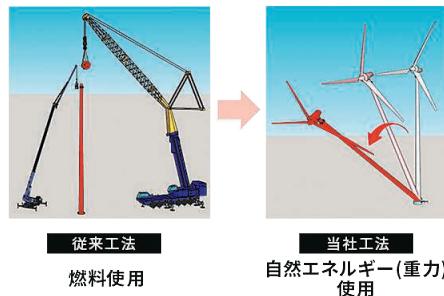
3point



転倒工法

風力発電設備において、タワー基礎部(コンクリート部分)を切断し、転倒する工法。転倒軸が明確なため、転倒方向の正確なコントロールが可能

3point



連結計算書類

連結貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,668,906	流動負債	2,642,283
現金及び預金	1,434,387	工事未払金等	1,239,187
受取手形・完成工事未収入金及び契約資産等	3,384,245	1年内返済予定の長期借入金	452,644
電子記録債権	592,292	未払金	424,986
未成工事支出金	82,505	未払法人税等	204,727
その他	179,541	株主優待引当金	83,315
貸倒引当金	△4,065	その他	237,422
固定資産	2,664,996	固定負債	294,085
有形固定資産	284,198	長期借入金	118,056
建物及び構築物	198,334	退職給付に係る負債	82,856
機械、運搬具及び工具器具備品	179,735	繰延税金負債	67,921
土地	165,745	その他	25,251
減価償却累計額	△259,617	負債合計	2,936,368
無形固定資産	78,237	(純資産の部)	
のれん	70,734	株主資本	5,249,639
その他	7,502	資本金	1,106,627
投資その他の資産	2,302,561	資本剰余金	2,350,366
投資有価証券	2,236,196	利益剰余金	2,384,000
繰延税金資産	2,629	自己株式	△591,354
その他	64,574	その他の包括利益累計額	147,895
貸倒引当金	△840	その他有価証券評価差額金	147,895
資産合計	8,333,903	純資産合計	5,397,535
		負債純資産合計	8,333,903

連結損益計算書

(2025年2月1日から2026年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高	10,818,242	11,140,386
売上高	322,143	
売上高	8,650,115	8,902,775
売上高	252,659	
売上高	2,168,127	2,237,610
売上高	69,483	
売上高	56,444	1,496,519
売上高	33,853	
売上高	14,176	741,091
売上高	5,148	
売上高	9,921	119,544
売上高	15,853	
売上高	49,803	97,089
売上高	24,600	
売上高	6,832	763,546
売上高	219	
売上高	139,995	252,044
売上高	111,830	
売上高	47	13,221
売上高	13,173	
売上高	399,532	1,002,369
売上高	△129,779	
当期純利益		732,617
親会社株主に帰属する当期純利益		732,617

連結株主資本等変動計算書

(2025年2月1日から2026年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	843,176	803,214	3,323,981	△200,362	4,770,009
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	263,451	263,451			526,903
剰余金の配当			△ 225,248		△ 225,248
親会社株主に帰属する 当期純利益			732,617		732,617
自己株式の取得				△ 412,481	△ 412,481
自己株式の処分			△ 6,641	21,488	14,847
自己株式の消却		△1,333,150		1,333,150	－
利益剰余金から 資本剰余金への振替		1,334,082	△1,334,082		－
株式交付による増加		1,282,769		△1,333,150	△50,381
連結範囲の変動			△106,625		△106,625
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	263,451	1,547,152	△939,981	△ 390,992	479,630
当連結会計年度末残高	1,106,627	2,350,366	2,384,000	△ 591,354	5,249,639

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	75,999	75,999	7,548	4,853,556
当連結会計年度変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）			△7,548	519,355
剰余金の配当				△ 225,248
親会社株主に帰属する当期純利益				732,617
自己株式の取得				△ 412,481
自己株式の処分				14,847
自己株式の消却				－
利益剰余金から 資本剰余金への振替				－
株式交付による増加				△50,381
連結範囲の変動				△106,625
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	71,895	71,895		71,895
当連結会計年度変動額合計	71,895	71,895	△ 7,548	543,978
当連結会計年度末残高	147,895	147,895	－	5,397,535

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社矢澤
オダコーポレーション株式会社
株式会社T O K E N

当連結会計年度において、連結子会社である株式会社ヒロ・エンジニアリング及び3Dビジュアル株式会社の全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

②連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、オダコーポレーション株式会社及び株式会社T O K E Nの決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・未成工事支出金 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- 建物及び構築物 10年～26年
- 機械、運搬具及び工具器具備品 2年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
商標権	10年
のれん	5年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 株主優待引当金

当社は株主優待制度による支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

当社グループの主要な事業に係る顧客との契約から生じる収益について、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。なお、取引の対価は履行義務を充足してから通常1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含んでおりません。

イ. プラント解体工事に係る収益

プラント解体工事については、製鉄・電力・ガス・石油等のプラントを有する大手企業が施主であり、その系列の設備工事会社あるいは大手ゼネコン等の民間企業から発注いただき、主にプラント全体の解体トータルマネジメントを請負契約に基づき施工することが履行義務となります。

プラント解体工事に係る収益は、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法で収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度（以下「工事進捗率」という。）の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の合計（以下「工事原価総額」という。）に占める割合に基づいて行っております。また、工事進捗率を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点もしくは顧客の検収が完了した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

ロ. スクラップ（有価物）の販売に係る収益

金属スクラップ等の有価物については、有価物を現場から都度搬出し、スクラップ業者等へ販売することが履行義務となります。有価物の売却収入は取引の性質上、顧客へ移転した財の対価としてスクラップ業者等から受け取るものであり有価物に対する支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、有価物を出荷した時点で収益を認識することとしております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度に一定の期間にわたり充足される履行義務について認識した収益

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高(未完成工事)	3,676,873千円
--------------	-------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づく収益を計上しております。計上にあたっては取引価格、工事原価総額及び当連結会計年度末における履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積っております。また、当連結会計年度末における履行義務の充足に係る進捗度についてはインプット法を採用し、当連結会計年度末までに発生した工事原価累計額が予想される工事原価総額に占める割合をもって決算日における進捗度とする方法を採用しております。

工事原価総額は、過去の工事の施工実績を基礎として、個々の案件に特有の状況を織り込んだ実行予算を使用しており、工事着手後の状況の変化による作業内容の変更等を都度反映していますが、外注価格及び資機材価格の高騰、手直し等による施工中の追加原価の発生など想定外の事象により工事原価総額が増加した場合は、将来の業績に影響を及ぼす可能性があります。

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 70,734千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなるなど減損の兆候を識別した場合に、資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方が帳簿価額を下回っていると判断される場合には、その差額を減損損失として認識しております。

事業計画の算定は、その基礎となる売上高の予測など、重要な仮定や見積りに基づき実施されております。また、使用価値の算定に用いる割引率は、加重平均資本コストを基に算定しております。

これらの見積りの前提条件や仮定に重要な変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損の兆候を識別し、減損損失を認識する可能性があります。

投資有価証券（非上場株式）の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式） 499,999千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識が必要となります。また、企業買収により超過収益力を見込んで当該株式の取得を行った場合には、当該超過収益力が見込めなくなった段階で、実質価額が著しく低下したとして評価損の認識が必要となります。

当社は、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうか、及び超過収益力の毀損が生じているか否か又は生じる見込みであるか否かの観点で、入手可能な直近連結会計年度の業績及び翌連結会計年度以降の事業計画等を勘案し、実質価額の回復可能性及び超過収益力の棄損の有無を判定しております。

市場環境の変化等により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、投資有価証券（非上場株式）の評価に重要な影響を与える可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、〔包括利益の表示に関する会計基準〕（企業会計基準第25号 2022年10月28日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形・完成工事未収入金及び契約資産等」に含めていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	8,320	千円
売掛金	17,029	//
完成工事未収入金	1,807,570	//
契約資産	1,551,325	//

(2) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高は、以下のとおりであります。

契約負債	32,365	千円
------	--------	----

(3) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額
東京都江東区平野	事業用資産	工具器具備品	13,173千円

当社グループは、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別に資産のグルーピングを行っております。

当社の工具器具備品である天井クレーン計測口ポット「診レール」については、事業環境の変化を踏まえ、今後の事業計画を見直した結果、将来の使用見込みがないと判断いたしました。このため、使用見込みがなくなった当該遊休資産について、帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額13,173千円を減損損失として特別損失に計上しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	8,990,200株	1,747,000株	1,440,000株	9,297,200株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	129,035株	1,761,091株	1,453,836株	436,290株

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計年 度末残高 (千円)
			当連結会計年 度期首	当連結会計年 度増加	当連結会計年 度減少	当連結会計年 度末	
当社 (親会社)	第10回新株予約権	普通株式	510,000	－	510,000	－	－
合計		－	510,000	－	510,000	－	－

(4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月12日 取締役会	普通株式	88,611	10	2025年1月31日	2025年4月8日
2025年9月9日 取締役会	普通株式	136,636	15	2025年7月31日	2025年10月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年3月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	221,522	25	2026年1月31日	2026年4月7日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組み方針

当社グループは主に設備投資及び運転資本としての資金の調達を目的として、銀行等金融機関から借入により資金を調達しております。また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式を取得及び保有することを原則としており、売買差益を獲得する目的や投機目的のための運用は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金、完成工事未収入金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に取引先を中心とした株式であり、価格変動のリスクを有しております。営業債務である工事未払金等は、全て1年以内の支払期日であります。工事未払金等、長期借入金は流動性リスクを有しております。また、長期借入金は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することで、流動性のリスクを管理しております。

ハ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、定期的に株式の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の末日の連結決算日現在における営業債権のうち42.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券 その他有価証券	1,736,197	1,736,197	－
資 産 計	1,736,197	1,736,197	－
② 長 期 借 入 金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	570,700	561,328	△9,371
負 債 計	570,700	561,328	△9,371

- (注) 1. 現金及び預金、受取手形、売掛金、完成工事未収入金、電子記録債権、工事未払金等、未払金、未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。
2. 市場価格のない株式等(は「その他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	499,999
合 計	499,999

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現 金 及 び 預 金	1,434,387	－	－	－
受取手形・完成工事未収入金等	1,832,920	－	－	－
電 子 記 録 債 権	592,292	－	－	－
合 計	3,859,600	－	－	－

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長 期 借 入 金	452,644	52,644	45,604	11,104	7,264	1,440
合 計	452,644	52,644	45,604	11,104	7,264	1,440

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,736,197	－	－	1,736,197
資産計	1,736,197	－	－	1,736,197

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	561,328	－	561,328
負債計	－	561,328	－	561,328

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

① 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上高
解体・メンテナンス事業	10,818,242
電力関係	1,338,966
製鉄関係	3,843,753
石油、化学関係	3,535,997
ガスタンク関係	127,897
3D	155,969
環境関連	708,520
その他	1,107,137
その他事業	322,143
顧客との契約から生じる収益	11,140,386
その他の収益	—
外部顧客への売上高	11,140,386

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(2) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産、契約負債の期首及び期末残高

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,971,566
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,425,212
契約資産(期首残高)	3,165,624
契約資産(期末残高)	1,551,325
契約負債(期首残高)	10,292
契約負債(期末残高)	32,365

契約資産は、収益が一定期間にわたり認識される工事請負契約に関して、工事請負契約目的物の完成引渡の実施等、契約に定められた履行義務を完全に充足していない工事について一定の期間にわたり認識した収益の対価に対する権利に関するものであり、履行義務が完全に充足された時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、収益が一定期間にわたり認識される工事請負契約に関する未成工事受入金等前受金であり収益の認識に伴い取り崩されます。契約負債期首残高は、主に当連結会計年度の収益として認識しております。

② 当期末時点で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末現在で3,764,748千円です。当該履行義務は、建設事業における工事契約によるものであり、期末日後1年以内に約31%、2年以内に約43%、残り26%が3年以内に収益として認識されると見込んでいます。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	609円	14銭
(2) 1株当たり当期純利益	81円	35銭

11. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2025年3月12日開催の取締役会において、当社を株式交付親会社とし、TERRA・ESHINO株式会社を株式交付子会社とする株式交付（以下、「本株式交付」といいます。）を行うことを決議し、2025年4月15日付で本株式交付を実施し、TERRA・ESHINO株式会社を子会社化しております。

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 TERRA・ESHINO株式会社

事業の内容 不動産の売買、賃貸、管理、仲介及びコンサルティング等

(2) 企業結合を行った主な目的

当社株主構成の透明性向上及び当社株式の流動性の改善

(3) 企業結合日

2025年4月15日

(4) 企業結合の法定形式

当社株式を対価とする株式交付

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得する議決権比率

取得後の議決権比率100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が交付した株式を対価としてTERRA・ESHINO株式会社の株式を取得したためです。

2 株式の種類別の交付比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交付比率

TERRA・ESHINO株式会社の普通株式及びA種株式1株に対して、当社の普通株式12,370株を割当て交付いたしました。

(2) 交付株式数

1,237,000株

(3) 株式交付比率の算定方法

本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際しては、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びTERRA・ESHINO株式会社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者機関である株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング（東京都千代田区紀尾井町1番3号東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー13F、代表取締役渡邊芳樹、現株式会社Crowe Watanabe CT）を選定し、2025年3月11日付で、株式価値及び株式交付比率算定書を取得いたしました。当社は、当該算定結果並びにTERRA・ESHINO株式会社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等に加えてTERRA・ESHINO株式会社の資産・負債の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案し、当社の一般株主への影響も踏まえ、慎重に協議・検討を重ねました。

その結果、上記「(1) 株式の種類別の交付比率」記載の株式交付比率が株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティングの算定した株式交付比率の範囲内であり、当社の株主の皆様の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至りました。

3 被取得企業の取得原価

取得の対価 企業結合日に交付した当社普通株式の時価 1,282,769千円

取得原価 1,282,769千円

4 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用 28,241千円

5 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

株式交付を対価とした自己株式の取得のため、のれんは発生していません。

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2025年4月17日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月15日付で株式交付を実施して子会社化したTERRA・ESHINO株式会社を2025年6月1日付で吸収合併（以下、「本合併」といいます。）しております。

1 吸収合併の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(存続会社)

企業の名称 ベステラ株式会社

事業の内容 プラントの解体工事等

(消滅会社)

企業の名称 TERRA・ESHINO株式会社

事業の内容 不動産の売買、賃貸、管理、仲介及びコンサルティング等

(2) 企業結合日

2025年6月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、TERRA・ESHINO株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

ベステラ株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社子会社となったTERRA・ESHINO株式会社は、当社株式を相当数保有していることから、本合併は、当社子会社となったTERRA・ESHINO株式会社の保有する当社株式について、相当な時期の処分が求められる(会社法第135条第3項) ことに対応して行うものです。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

(子会社株式の譲渡)

当社は、2025年12月19日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ヒロ・エンジニアリング及び3Dビジュアル株式会社、両社（以下、両社）の全株式を大浦工測株式会社（以下、大浦工測社）に売却することを決議し、2025年12月26日付で株式譲渡契約を締結し、株式譲渡を実行いたしました。

1 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

大浦工測株式会社

(2) 分離した子会社の名称及び事業の内容

名称：株式会社ヒロ・エンジニアリング

事業内容：労働者派遣事業、設計請負事業

名称：3Dビジュアル株式会社

事業内容：3Dスキャン・モデリング事業、設計請負事業、解析事業

(3) 事業分離を行った理由

当社の主力市場であるプラント解体事業は、高度経済成長期に建造されたプラントが老朽化の時期を迎え、さらに、国際的な社会的ニーズであるカーボンニュートラル社会への転換等による経済的陳腐化も加わり、プラント設備の解体・更新需要が加速度的に増加しております。

当社は加速度的な需要増加に対応するため、また、プラント解体事業に事業リソースを集中するため、両社の株式譲渡を検討してまいりました。

今回、複数の企業と株式譲渡の交渉を重ねた結果、建築測量、土木・応用測量、3D計測の分野で長年の実績による信用と高い技術力を有する大浦工測社へ、両社の事業を譲渡することが最適であると判断し、両社の全株式を譲渡することといたしました。

(4) 事業分離日

2025年12月26日(みなし売却日) 2026年1月31日)

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする持分譲渡

2 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

関係会社株式売却益 111,830千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	116,005	千円
固定資産	8,063	//
資産合計	124,068	//
流動負債	39,169	//
固定負債	3,090	//
負債合計	42,260	//

(3) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」に基づき、会計処理を行っております。

3 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	299,496千円
営業利益	3,823千円

12. 重要な後発事象に関する注記

(資本準備金の額の減少)

当社は、2026年3月26日開催の取締役会において、2026年4月23日に開催を予定している第53期定時株主総会に、資本準備金の額の減少に関する議案を付議することについて決議しました。

1. 資本準備金の額の減少の目的

今後の資本政策の機動性、柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少するものです。

2. 資本準備金の額の減少の額及び方法

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部を減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

(1) 減少する資本準備金の額	資本準備金2,350,366千円のうち1,282,769千円
(2) 増加するその他資本剰余金	1,282,769千円

3. 日程

(1) 取締役会決議日	2026年3月26日
(2) 債権者異議申述公告日	2026年3月27日 (予定)
(3) 債権者異議申述最終期日	2026年4月27日 (予定)
(4) 株主総会決議日	2026年4月23日 (予定)
(5) 効力発生日	2026年5月15日 (予定)

4. その他の重要な事項

本件は、当社計算書類の「純資産の部」における勘定の振替処理であり、純資産の額に変動はなく、当社の連結及び個別の業績に与える影響はありません。なお、上記内容につきましては、2026年4月23日開催予定の定時株主総会において承認可決されること及び債権者保護手続が終了していることを条件としています。

計算書類

貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,515,042	流動負債	2,364,274
現金預金	529,127	工事未払金	1,125,894
受取手形	7,920	1年内返済予定の長期借入金	400,000
電子記録債権	559,774	未払金	406,158
完成工事未収入金及び契約資産	3,195,368	未払費用	67,840
売掛金	3,505	未払法人税等	175,193
未成工事支出金	66,446	契約負債	29,846
貯蔵品	7,880	預り金	13,368
前払費用	39,589	前受収益	3,148
その他	109,296	株主優待引当金	83,315
貸倒引当金	△ 3,866	未払消費税等	59,509
固定資産	3,398,074	固定負債	175,567
有形固定資産	269,501	長期未払金	18,146
建物	167,036	退職給付引当金	82,856
構築物	10,391	繰延税金負債	67,459
機械及び装置	27,248	その他	7,104
車両運搬具	22,456	負債合計	2,539,842
工具、器具及び備品	116,632	(純資産の部)	
土地	165,745	株主資本	5,226,288
減価償却累計額	△240,009	資本金	1,106,627
無形固定資産	4,771	資本剰余金	2,350,366
ソフトウェア	4,591	資本準備金	2,350,366
その他	180	利益剰余金	2,360,649
投資その他の資産	3,123,801	利益準備金	200
投資有価証券	2,233,429	その他利益剰余金	2,360,449
関係会社株式	842,826	繰越利益剰余金	2,360,449
出資金	20	自己株式	△ 591,354
長期前払費用	306	評価・換算差額等	146,986
その他	48,059	その他有価証券評価差額金	146,986
貸倒引当金	△ 840	純資産合計	5,373,275
資産合計	7,913,117	負債及び純資産合計	7,913,117

損益計算書

(2025年2月1日から2026年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高	8,484,426	8,504,727
売上高	20,300	
売上高	6,709,469	6,723,398
売上高	13,929	
売上高	1,774,957	1,781,328
売上高	6,371	
売上高		1,104,619
売上高		676,708
売上高	56,248	107,220
売上高	33,853	
売上高	5,148	
売上高	11,970	
売上高	13,303	
売上高	24,600	94,357
売上高	49,803	
売上高	1,204	
売上高	5,445	
売上高		689,572
売上高	219	141,215
売上高	139,995	
売上高	1,000	
売上高	13	13,187
売上高	13,173	13,187
売上高	349,876	817,600
売上高	△127,248	222,627
売上高		594,972

株主資本等変動計算書

(2025年2月1日から2026年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	843,176	804,146	—	804,146	200	3,330,517	3,330,717
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	263,451	263,451		263,451			
剰余金の配当						△ 225,248	△ 225,248
当期純利益						594,972	594,972
自己株式の取得							
自己株式の処分						△6,641	△6,641
自己株式の消却			△1,333,150	△1,333,150			
利益剰余金から資本剰余金への振替			1,333,150	1,333,150		△1,333,150	△1,333,150
株式交付による増加		1,282,769		1,282,769			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	263,451	1,546,220	—	1,546,220	—	△970,068	△970,068
当期末残高	1,106,627	2,350,366	—	2,350,366	200	2,360,449	2,360,649

	株主資本		評価・換算差額等 その他 有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	△200,362	4,777,676	75,460	7,548	4,860,685
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）		526,903		△7,548	519,355
剰余金の配当		△225,248			△225,248
当期純利益		594,972			594,972
自己株式の取得	△412,481	△412,481			△412,481
自己株式の処分	21,488	14,847			14,847
自己株式の消却	1,333,150	—			—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—			—
株式交付による増加	△1,333,150	△50,381			△50,381
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			71,526		71,526
当期変動額合計	△390,992	448,611	71,526	△ 7,548	512,590
当期末残高	△591,354	5,226,288	146,986	—	5,373,275

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・市場価格のない株式等
以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 関係会社株式

移動平均法による原価法

③ 棚卸資産

・未成工事支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～26年

構築物 10年

機械及び装置 5年～8年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

商標権 10年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 株主優待引当金 株主優待制度による支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

当社の主要な事業に係る顧客との契約から生じる収益について、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。なお、取引の対価は履行義務を充足してから通常1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含んでおりません。

イ. プラント解体工事に係る収益

プラント解体工事については、製鉄・電力・ガス・石油等のプラントを有する大手企業が施主であり、その系列の設備工事会社あるいは大手ゼネコン等の民間企業から発注いただき、主にプラント全体の解体トータルマネジメントを請負契約に基づき施工することが履行義務となります。

プラント解体工事に係る収益は、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財サービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法で収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度（以下「工事進捗率」という。）の測定は、各報告期間の末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の合計（以下「工事原価総額」という。）に占める割合に基づいて行っております。また、工事進捗率を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点もしくは顧客の検収が完了した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

ロ. スクラップ（有価物）の販売に係る収益

金属スクラップ等の有価物については、有価物を現場から都度搬出し、スクラップ業者等へ販売することが履行義務となります。有価物の売却収入は取引の性質上、顧客へ移転した財の対価としてスクラップ業者等から受け取るものであり有価物に対する支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、有価物を出荷した時点で収益を認識することとしております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度に一定の期間にわたり充足される履行義務について認識した収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高(未完成工事) 3,408,508千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（「2. 会計上の見積りに関する注記」）に記載した内容と同一であります。

投資有価証券（非上場株式）の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式） 499,999千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（「2. 会計上の見積りに関する注記」）に記載した内容と同一であります。

3. 会計方針の変更に関する注記

連結注記表（「3. 会計方針の変更に関する注記」）に記載した内容と同一であります。

4. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表関係）

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の残高は、それぞれ以下のとおりであります。

関係会社に対する金銭債権 ー千円
関係会社に対する金銭債務 1,215千円

(2) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分） 940千円
営業取引（支出分） 27,759千円
営業取引以外の取引高（収入分） 5,834千円
営業取引以外の取引高（支出分） ー千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 436,290株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
従業員賞与	52,649千円
役員賞与	4,672千円
事業税	13,323千円
法定福利費	7,959千円
税務売上認識	2,170千円
長期未払金（役員退職慰労引当金）	5,719千円
退職給付引当金	26,116千円
株主優待引当金	25,511千円
研究開発費	9,620千円
株式報酬費用	2,113千円
減損損失	4,104千円
貸倒引当金	1,183千円
その他	1,556千円
繰延税金資産 小計	156,702千円
評価性引当額	△896千円
繰延税金資産 合計	155,805千円
繰延税金負債	
企業結合における交換利益	△155,610千円
その他有価証券評価差額金	△67,654千円
繰延税金負債 合計	△223,265千円
繰延税金負債の純額	△67,459千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.15%
住民税均等割	0.93%
受取配当金	△0.42%
評価性引当額の増減	△2.68%
法人税等税額控除	△3.87%
株式報酬費用	0.16%
その他	△0.68%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.23%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、2027年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が5,232千円、法人税等調整額が3,300千円、それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が1,931千円減少しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	3D ビジュアル 株式会社	千葉県 千葉市	27,500	3Dスキャン・ モデリング事業 設計請負事業 解析事業	所 直 接 100.00	資金の貸付	債権放棄	97,000	—	—
主要株主が議決権 の過半数を所有 している会社等	B・T 株式会社	東京都 中央区	100	不動産事業	被 所 直 接 0.34	建物の賃借	建物の賃借	53,045	流動資産 [その他]	5,500
主要株主(個人)	吉野 佳秀	—	—	—	被 所 直 接 10.41	当社会長	自己株式の取得	412,480	—	—

- (注) 1. 取引金額には、消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。
2. 3Dビジュアル株式会社については、2025年12月26日付で全株式を譲渡しております。そのため、取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。
3. 3Dビジュアル株式会社に対する貸付金について、債権放棄しております。これに伴い、前事業年度までに計上していた貸倒引当金を取り崩しております。
4. 取引条件及び取引条件の決定方針等
賃借料については、近隣の家賃等を参考に一般取引と同様に決定しております。
5. B・T株式会社は、主要株主の吉野 佳秀が議決権の60%を直接保有しております。
6. 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得しており、取引価格は2026年1月14日の終値によるものです。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表(「9. 収益認識に関する注記」)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	606円 40銭
(2) 1株当たり当期純利益	66円 06銭

12. 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

連結注記表（「11. 企業結合等に関する注記」）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(完全子会社の吸収合併)

連結注記表（「11. 企業結合等に関する注記」）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(子会社株式の譲渡)

連結注記表（「11. 企業結合等に関する注記」）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

なお、当該譲渡株式の帳簿価額等と売却価額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に1,000千円計上しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表（「12. 重要な後発事象に関する注記」）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

ベステラ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所
指定有限責任社員 公認会計士 杉山 正樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川口 靖仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ベステラ株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベステラ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

ベステラ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所
指定有限責任社員 公認会計士 杉山 正樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川口 靖仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ベステラ株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年2月1日から2026年1月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査方針、監査実施計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月26日

ベステラ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	込山 雅弘	Ⓔ
監査等委員	村松 高男	Ⓔ
監査等委員	樋川 加奈	Ⓔ

(注) 監査等委員 込山雅弘、村松高男及び樋川加奈は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

亀戸文化センター カメラホール

東京都江東区亀戸二丁目19番1号 TEL (03) 5626-2121

交通

J R | 総武線
東武鉄道 | 東武亀戸線

亀戸駅より徒歩約2分



*駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

<お知らせ>

株主総会に出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染症予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。株主総会会場において、スタッフはマスク着用など、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。